

## 理事者室から

### “公約”実現への第一歩

副会長 橋本 佳子



7月28日、司法記者クラブにて

#### 理事者会での 濃密な議論

就任以来4か月が経ち、理事者室も落ち着きが出てきました。週2回の定例の理事者会には、多岐にわたる膨大な案件が持ち込まれます。案件をひとつひとつ確認し、少しでも疑問があれば納得がいくまで議論をして結論を出す、めまぐるしい会務中でとりわけ濃密な時間となっています。これが大事なことだと改めて感じています。

4月9日の就任直後、イラクの日本人人質事件の際に、いち早く自衛隊撤退を求める会長声明を出したことが印象的でした。

#### 少年当番付添人制度、 いよいよ10月1日スタートへ

監護措置を受け少年鑑別所に送られる少年事件の当番付添人の実現は今年度理事者の公約です。矢澤副会長とともに担当となり、子どもの人権委員会の委員の方々の意気込みに、早期実施に向けて決意を新たにしました。三会協議会での熱心な討議を中心に、日弁連や家庭裁判所、少年鑑別所などとも協議を重ね、会員集会、常議員会を経て、7月28日の臨時総会で予算も整い、10月1日スタートが決定しました。多摩支部が登録人数との関係で同時スタートが無理というのが本当に残念です。本会からも協力の輪を広げ、早期の実施を目指さなければなりません。東京でのこの取り組みが全国に影響を与え、さらに、近い将来に「公的付添人制度」の実現につなげたいものです。

#### 敗訴者負担制度導入法案反対の 取り組みを

今年の通常国会に、合意による弁護士報酬敗訴者負担制度を盛り込んだ法案が上程され、秋の臨

時国会で審議される予定です。

合意による共同申立をした場合のみ敗訴者負担となるというもの、司法アクセスを阻害するおそれは依然として大きいといわざるを得ません。日弁連では、消費者や労働者など構造的に格差の認められる当事者間の訴訟の適用除外や、契約上の敗訴者負担条項を無効にする措置が実現しない限り廃案を求め、現在、パブリックコメント（アンケート）を募集しています。

これを受けて、単位会での取り組みが求められています。当会では、7月28日の臨時総会で決議をあげ、8月31日の昼休みには一弁、二弁に呼びかけて「うちわ配り」を予定しています。

敗訴者負担制度導入反対の取り組みも大事な公約のひとつです。これまでの敗訴者負担反対の大きな取り組みが一般的導入を阻止した経験から、今後、創意工夫をして運動を盛り上げていきたいと思っています。

#### 個人情報保護のための 体制づくりを早急に

弁護士会は、会員の情報だけでなく、法律相談や国選弁護などに関する多くの市民の個人情報を取り扱っています。個人情報保護法が来年4月に施行されるまでに個人情報を適正に管理し、漏洩防止のための組織を整備しなければなりません。万全を期すために専門業者のアドバイスを受けながら、7月7日には個人情報保護方針の会長宣言を行ない、プロジェクトチームを中心として急ピッチで進めております。

その他の主な担当業務  
憲法、人権擁護、刑事弁護、刑事拘禁制度改革、消費者、両性、多摩支部、図書館 等